

## 第 2 章

# 赤ちゃんが生まれたら 子育てをむかえて



赤ちゃんが家族に加わると、これまでの生活が一変します。

お母さんはいろんなことに不安を感じるものです。

でも、不安があるのは当たり前。家族の力を借りたり、  
育児相談などで解決していきましょう。

- 出生届・出生連絡票 ..... P22
- 新生児訪問・家庭訪問 ..... P23  
乳児すくすく子育て相談・幼児のびのび子育て相談・・ P24
- 子ども・子育て支援新制度 ..... P25
- 保育所(園)・認定こども園 ..... P26
- 幼稚園 ..... P27



# 赤ちゃんが生まれたら～ 出生届を出しましょう

生まれた日を含めて14日以内に、お父さんまたはお母さんが本籍地か住所地、または出生地の役所に届けてください。洲本市内の届出窓口は、市役所1階市民課(本庁舎)、窓口サービス課(五色庁舎)または由良支所です。



## 届出に必要なもの

- 出生届 ○母子健康手帳 ○届出人の印かん(朱肉を使用するもの)
- 国民健康保険証(加入者のみ)

※子どもの名に使える漢字は、常用漢字か人名用漢字です。

文字検索は「戸籍統一文字情報(法務省ホームページ)」をご覧ください。

※平日の夜間や休日も、市役所日宿直に届出をすることができます。

ただし、夜間休日は出生届の受付のみとなりますので、その他の申請は開庁時にお越しください。

お問い合わせ先 >>

市民課 / 市民係

22-7926

申請が必要なもの	手続きの時期	届出先など
出生届	生まれた日を含めて14日以内	本籍地・住所地・出生地の役所
出生連絡票	出生後できるだけ早く	母子健康手帳別冊についている「出生連絡票」を郵送してください。
児童手当	生まれた日の翌日から15日以内	子ども子育て課→P72参照
乳幼児等医療費助成	健康保険証交付後できるだけ早く	保険医療課医療係→P73参照
おむつ用 ゴミ袋の支給	児童手当の申請時等 公務員の方は、出生後できるだけ早く	子ども子育て課(本庁舎)・窓口サービス課(五色庁舎)・由良支所→P73参照
健康保険の加入	国民健康保険： 生まれた日から14日以内 国民健康保険以外の方は勤務先等で確認	国民健康保険加入の場合：保険医療課国民健康保険係(本庁舎)・窓口サービス課(五色庁舎)・由良支所 職場等の健康保険加入の場合：勤務先に確認
出産祝金	第2子以降：出生の日から1年以内	魅力創生課へ→P79参照
出産育児一時金	出生後できるだけ早く	国民健康保険加入の場合：保険医療課国民健康保険係(本庁舎)・窓口サービス課(五色庁舎)・由良支所 職場等の健康保険加入の場合：勤務先に確認 →P79参照

# 子育てをむかえて

楽しみにしていた赤ちゃんとのご対面も終わりました。いよいよ子育てのはじまりです。初めてのママやパパも、初めてじゃないママやパパも、気軽に相談してくださいね。



新生児訪問・家庭訪問・育児支援事業

## ◆新生児訪問

母子健康手帳にある「出生連絡票」を健康増進課宛に投函してください。  
産後28日以内に助産師・保健師が家庭訪問し、赤ちゃんやお母さんの体調をうかがい育児相談をお受けします。

## ◆家庭訪問

育児について不安があるとき等ご自宅でゆっくりと保健師等が相談をお受けします。

お問い合わせ先 >>

健康増進課

22-3337

## ◆こんにちは赤ちゃん訪問

安心して子育てができるよう、新生児訪問でお会いできなかった生後4か月までのお子様のいるご家庭を訪問し、子育て支援に関する情報を直接お届けしながら、育児の不安や悩みなどをお聞きします。

## ◆育児支援家庭訪問事業

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、養育支援が必要となっている家庭に対して、訪問支援者が訪問して、育児に関する指導や援助などを行います。

お問い合わせ先 >>

子ども子育て課

22-1333



育児のことを一人で抱え込まず、  
一緒に話し合っってホッと一息ついてみませんか。



乳児  
すくすく子育て相談  
(要予約)

日 時：第2金曜日 9時30分～11時  
場 所：健康福祉館(みなと元気館)  
対 象：11か月児まで  
内 容：身体計測、育児・栄養相談  
スタッフ：保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士

幼児  
のびのび子育て相談  
(要予約)

日 時：奇数月 第3水曜日 9時30分～11時  
場 所：健康福祉館(みなと元気館)  
対 象：1歳から6歳児(就学前)まで  
内 容：身体計測、育児・栄養相談  
スタッフ：保健師・歯科衛生士・栄養士・保育士

お問い合わせ先 >>

健康増進課

22-3337

### 産後ケア事業

出産後に赤ちゃんのいる生活に慣れるために、経験豊富な助産師が24時間体制でお母さんをサポートしてくれます。育児に関する不安やお母さんの体調について、ゆっくり相談でき、しっかり休息することで産後の回復や安心して育児に臨めるようにサポートします。

#### 対象

市内に住所を有する産婦(産後1年以内の者)で、家族等から十分な育児や家事等の援助が受けられない方。

#### 場所

土倉産婦人科

#### メニュー

通所型・宿泊型 ※最大14日間

#### 自己負担

通所型(1日 1,500円)・宿泊型(1泊2日 4,000円)



お問い合わせ先 >>

母子健康包括支援センター

22-3337

# 子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から始まりました。

認定による区分が設けられました。

幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する際に、教育・保育給付にかかる「支給認定」を受ける必要があります。認定には3つの区分があり、認定に応じて利用できる施設が決まります。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上	無し	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上	有り	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		

※認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。

※子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園を利用する場合には、支給認定を受ける必要はありません。

お問い合わせ先 >>

子ども子育て課

22-1333

お問い合わせ先 >>

教育委員会 / 学校教育課

22-6266



受付窓口をご利用ください

妊娠がわかったら

赤ちゃんが生まれたら

就学前3か月

小学校入学まで

遊戯場・遊び場

仲間づくりの場

手当や諸制度について

相談したいとき

子育て支援

具合が悪いとき

子育て支援機関一覧

子育て支援機関一覧

子育て支援機関一覧

子育て支援機関一覧



# 保育所(園)・認定こども園



保育所(園)・認定こども園(2号・3号)は就学前までの乳幼児を対象として、保護者が働いている、出産や病人の看護をしているなど、常時、家庭で保育できない場合にお子さんをお預かりする施設です。



## 申込み

- 保育利用(2号・3号)の申込みは、11月ごろに受付します。
- 10月ごろの広報等でお知らせします。
- ※年度途中からの利用については、子ども子育て課へお問い合わせください。
- ※認定こども園(1号)の利用申込みは、時期が異なる場合がありますので各施設へお問い合わせください。

## 保育料

子どもの年齢、保護者の所得に応じて保育料を決定します。  
保育利用の場合、小学校就学前の範囲で保育所等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目が半額、3人目以降が無料となります。1号認定の利用の場合は、小学校3年生までの範囲で、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。  
※いずれも所得等の要件によっては、小学生以上の子どもから順に2人目が半額、3人目以降が無料となります。詳しくは、子ども子育て課へお問い合わせください。

## 延長保育について(実施施設はMAP参照)

保護者の勤務時間の状況により、延長して保育します。  
○延長保育時間及び延長保育料は各施設までお問い合わせください。

## 一時預かり事業(実施施設はMAP参照)

一時的に家庭保育が困難になったとき(保護者の疾病等)に、一時的にお子さんをお預かりします。  
○対象児童 保育所等に通っていない児童で、就学前の児童。  
○一時預かり及び一時預かり保育料は各施設へお問い合わせください。

お問い合わせ先 >>

子ども子育て課

22-1333



# 幼稚園



## 手続き

○入園を希望する幼稚園で入園願書を受け取り、必要事項を記入のうえ、幼児同伴で、その幼稚園に提出してください。○願書は、10月中旬ごろから配布します。  
※園児1人に対し複数の幼稚園に願書を提出できません。

## 入園の条件

保護者と同居している幼児 ※希望者が募集人員を超えた場合は抽選とします。

## 保育料

保護者の所得に応じて保育料を決定します。年少から小学校3年までの範囲で、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

※所得等の要件によっては、小学校3年までとする年齢制限はなく、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

※私立幼稚園につきましては、幼稚園へお問い合わせください。

お問い合わせ先 >>

教育委員会 / 学校教育課

22-6266

# 多子世帯子育て支援保育料助成事業

[保育所(園)・認定こども園・幼稚園]

## 事業の趣旨

子育て家庭の支援を通じて、子どもを生きやすい環境づくりを推進するため、保育所(園)等に通う多子世帯のお子さんの保育料の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

## 対象世帯

世帯で2人目以降のお子さんが保育所(園)・認定こども園・幼稚園等を利用する世帯。  
※助成金の交付は、保育料に未納が無い方に限ります。

## 助成金額

○3歳児以上と3歳児未満で助成金額及び世帯の所得制限等が異なります。

詳しくは下記へお問い合わせください。

保育所(園)・認定こども園→子ども子育て課

幼稚園→教育委員会/学校教育課

お問い合わせ先 >>

子ども子育て課

22-1333

お問い合わせ先 >>

教育委員会 / 学校教育課

22-6266

受付窓口をご利用ください  
妊娠がわかったら

赤ちゃんが生まれたら

就3か月前

小学校入学に向けて

遊び場・仲間づくりの場

手当や諸制度について

相談したいとき

子育て応援

具合が悪いとき

支援機関一覧





記録のページ 最近のお子さんの毎日の様子を記しておきましょう。  
また、写真やお子さんの描いた絵などを貼っておくと、思い出になります。









